

電子処方箋管理サービスにおける重複投薬等チェックによる 重複投薬等アラートが多数確認された場合

- 基本的には、アラートの数によらず、正常に機能した結果として扱い、調剤にあたること。
- オンライン資格確認を行う場合：過去の薬剤情報等の閲覧の同意を取得するよう努めること。
※閲覧同意が取得できず、重複投薬等アラートが確認された場合には、口頭等での同意の取得に努める。

疑わしい点があると判断した場合：疑義照会を行い、必要に応じて処方内容の変更を求めること。

疑義照会を行ったが、処方変更がなされなかった場合

過去の薬剤情報の閲覧の同意(※)を得ている場合

重複投薬等アラートの検知内容を踏まえ、なお薬学的知識により全く疑わしいと客観的に判断され得るものについて、調剤を拒否する正当な理由として認められる。(薬剤師法第21条)

※ 口頭等による同意を含む

過去の薬剤情報等の閲覧の同意が得られない場合

各種確認や指導を実施し、薬剤師が薬剤の適正な使用の確保ができないと判断した場合、薬局開設者が薬剤の販売・授与をしないことが認められる。(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第9条の4第1項から第3項)

処方箋を発行した医師又は歯科医師に連絡がつかず、
疑義照会ができなかった場合

その疑わしい点を確認した後でなければ調剤してはならないこと。
また、調剤を拒否する正当な理由として認められること。
(薬剤師法第21条、第24条)

ただし、薬局の近隣の患者の場合は処方箋を預かり、時間をおいてから疑義照会して調剤すること。

※「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則」及び
「指定医療機関医療担当規程」に反するものではない。